

1997年11月5日

環境庁長官 大木 浩 様



大雪山国立公園内士幌高原道路に関わる旧道の  
法面工事の取扱いについての要望書

このことについて、当協会は別紙写のと通りの質問書を北海道知事あてに提出いたしました。

つきましては自然公園法の許可権限の委任者として、北海道を強く指導されるよう要望いたします。

なお当協会が、このような指摘をするのは、帯広土木現業所は、本年6月頃、鹿追糠平線の国立公園内において、道路維持管理と称して除草剤を散布するという事件を引き起こした当事者だからです。

この散布事件についての市民団体の抗議に対し、右土木現業所の見解は「道路敷地内」なので道路管理として適法である、というものでありました。

しかし、現地を調査した結果、農薬散布範囲は、道路敷地範囲を超えて森林内にも及び、20種を超える大雪山指定植物が広範囲に枯変しているのが確認できました。

この事実を前に、帯広土木現業所は、今後は国立公園内において農薬は散布しないことを明確にしました。

つまり、帯広土木現業所は、「道路管理」の名のもとに、過去においても、違法行為を行っていた「実績」があるもので、今回も違法行為を踏襲するおそれが高いので、あえて指摘するものであります。